

細事業：道路地権整理事業

市道を構成する土地は公有地だけではなく、民有地も多く存在する。道路整備及び上下水道整備などの際に土地境界や地権に関する問題が生じることがある。これを解決するのに必要な措置を講じる。具体的には、測量及び土地家屋調査士への委託、時には法律相談などを通して解決していく。

平成 24 年度は、市道三日市 1 号線沿いの地権整理を 1 件行った。